

「町内会未来塾等」企画運営業務 実施要領

1 業務名

「町内会未来塾等」企画運営業務

2 目的

町内会活動の更なる活性化及び加入率向上につなげるため、「町内会未来塾」、「町内会アドバイザー派遣制度」及び「『SAPPORO マチトモ通信』制作」を連動して実施することで、町内会自らが取り組む加入促進及び担い手の発掘・育成について支援するとともに、効果的な取組を他地域へ普及啓発し、町内会活動の底上げを図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和2年3月30日（月）までとする。

4 費用の上限額（消費税及び地方消費税を含む）

7,989,300円

※ 本業務の委託料は、業務完了後に一括して支払うものとする。そのため、令和元年（2019年）10月1日に予定される消費税及び地方消費税の引き上げ後の税率（10%）を適用して契約締結を行うものとする。なお、引き上げの延期等により、契約内容と適用税率が変動した場合は、別途契約改定を行うものとする。

5 業務内容

本業務の企画内容は、以下(1)～(3)に掲げる項目を満たしたものとする。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し、調整するものとする。また、受託者は決定した事業内容に基づく運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び一切の費用の支払いを行うこととする。

また、(1)～(3)に掲げる項目については、本業務目的を達成するために相互に連絡し、効果的に実施すること。

(1) 町内会未来塾

ア 目的

町内会運営に役立つテーマや事例などをセミナーで学び、参加者同士の意見交換なども交えながら、お互いの活動の内容を情報共有し、組織運営のための専門的知識の修得など、町内会組織のレベルアップを図ることを目的とする。

イ 実施日時

令和元年8月以降に3講座以上（1講座3時間程度）実施することを想定しているが、より効果的な実施手法や日時があれば提案を行うこと。

ウ 対象者

事前に申込のあった方（先着30～50人程度）

※ 応募者から一定程度の欠席者が出る可能性を考慮し、会場規模やプログラムに影響のない範囲で若干、定員よりも多くの参加者を受け入れること。

※ 当日、より効果的に意見交換を行うことができるよう申込時に事前アンケートをとるなど工夫をすること。また、本事業は町内会同士が意見交換をする場でもあるので、参加者が有している資料（広報誌等）をお互いに持ち寄り、見せ合うような場にもなるよう工夫を行うこと。

エ 会場

会場の選定、予約、使用料の支払いは受託者が行うこと。

なお、全講座同じ会場である必要はなく、講座の内容によって効果的な場所の選定を行うこと。

オ 業務内容

(ア) 企画立案

町内会の運営に役立つ講座を3講座以上(1講座3時間を想定)実施することとし、企画立案すること。

なお、講座は、原則としてセミナーと意見交換を組み合わせた構成とするが、各講座のテーマによって、対象者や開催手法、規模、会場、時間帯等を変えるなど、幅広い世代の参加が期待できるような、バラエティに富んだ魅力ある企画を考えること。

ただし、以下の内容は講座の中に盛り込むこと。(主となる必要はない。)

テーマ	内容
会計・個人情報の取り扱い	町内会運営に必要な会計や監査の知識や、個人情報の取り扱いについて。 ※ 会計や個人情報の取り扱いに詳しい弁護士等の専門家を招くなどの工夫をすること。
町内会の広報	魅力ある広報誌づくり、効果的な情報発信、Facebook等のSNSを活用した広報の手法などについて。

(イ) 広報

後述の「6 広報について」を参照とすること。

(ウ) 受付

申込受付を行うこと。また、実施日の約1週間前に、確認のため、実施日時・内容等を記載したハガキ、FAX、電子メールなどを応募者に送ること。

(エ) 資料作成

参加者がこの講座を通して学んだことを自らの地域で実践することができるよう冊子状のテキストを制作することを想定しているが、より効果的な手法があれば提案を行うこと。

また、制作した冊子は札幌市の公式HPに掲載することを想定していることから、内容に事例紹介などがある場合には事前に許可を得ておくこと。

(2) 町内会アドバイザー派遣制度

ア 目的

各町内会にすでに配布している冊子「町内会活動のヒント」に掲載されている事柄などについて、実際に各町内会で実行する際のスタートアップ支援を行うことで、町内会自らが取り組む加入促進及び担い手の発掘・育成などを手助けすることを目的とする。

※ 町内会活動のヒント参照 URL :

http://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint_top.html

イ 実施日時

令和元年8月から令和2年3月にかけて10~15地区程度の支援を想定し、1地区あたりの支援回数を3回以上とする。また、総支援回数は45回程度を想定する。

※ 支援日及び開始時間は申込のあった地域の事情に合わせること。

※ 初回支援については、原則、受託者による対象者への直接の課題聞き取りを想定している。課題の聞き取りは、町内会が抱えている課題を把握して適切な支援につなげることを目的としていることから、町内会に関してある程度知識を有している者を派遣すること。

※ 各地域の要望等を踏まえて支援回数を設定し、総支援回数45回程度を目途に支援地区数を調整するなどして、柔軟に対応を行うこと。

ウ 対象

事前に申込のあった単位町内会及び連合町内会(先着10~15地区程度)

エ 会場

地域の実情に合わせるが地区会館等を想定している。

※ 会場は申込者が用意することとする。

オ 業務内容

(ア) 企画立案

支援内容については、受託者が申請者から町内会が抱えている課題を聞き取りしたうえで、その町内会に適した支援の方法を札幌市と受託者とが協議をして決定する。そのため、町内会に対して実際にどのような支援をすることができるのか、具体的にその内容を提示すること。

※参考：前年度の主な実績

支援項目	具体的な支援内容(例)
町内会紹介ガイドの作成支援	町内会の役割や活動を知ってもらうためのガイドの作成と、それを活用した町内会未加入者へのアプローチなどについて支援。
事業や組織の見直し支援	町内会活動や組織運営について、住民ニーズや今後の参画の可能性等について聞き取るためのアンケートを実施し、結果を分析して今後の事業や組織の見直しを支援。
イベントの企画・実施支援	地域ニーズに合った町内会のイベントや行事の企画案の作成及び運営の支援と、その結果を踏まえた次年度の展開の提案。

SNSによる情報発信支援	若い世代にも届く情報発信を目指し、SNSに関する勉強会や意見交換会を開催するなど、運用開始に向けた支援。
町内会のビジョンの作成支援	地域の課題を共有してこれからの町内会運営を検討し、活性化の方向性を明確にするビジョンの作成を支援。
役員の担い手不足解消に向けた支援	町内会役員の選考方法の事例紹介や、役員の仕事内容を把握できるようなガイドの作成の支援。

(イ) 実施手順

別添1のとおりとするが、札幌市と協議して適宜変更し、柔軟に対応すること。

(ウ) 広報

後述の「6 広報について」を参照とすること。

(エ) その他

本事業については、町内会に対するスタートアップ支援であるため、派遣終了後も地域が継続して取り組んでいくことができる内容の支援を行うこと。

また、アドバイザー派遣制度を通して得た課題解決の手法は、当年度もしくは翌年度の町内会未来塾に反映させ、札幌市全体の町内会に広めていくことを想定している。

そのため、本年度の最後に、支援実施をした地域に取材を行い、支援の成果について確認を行うこと。

(3) 「SAPP_RO マチトモ通信」制作

ア 目的

町内会の活動事例を紹介する情報紙「SAPP_RO マチトモ通信」を作成し、地域に配布することで、連合町内会と単位町内会の相互理解や、単位町内会同士の情報交換・連携の促進、地域における課題解決のきっかけとするとともに、札幌市が町内会の活動事例を把握・蓄積し、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的とする。

イ 業務内容

加入促進、活動活性化、担い手の発掘、広報などで効果的な取組を行っている町内会の事例を紹介する情報紙「SAPP_RO マチトモ通信」の原稿データを制作する。

受託者は、企画・取材・執筆・編集・レイアウトデザイン等、原稿データ制作の一切を行う。(印刷及び配送は、別途札幌市が行う。)

紹介事例となる町内会(2地区程度)については、札幌市と受託者とが協議をして決定するものとするが、今年度の「町内会未来塾」で事例紹介等をした町内会又は「町内会アドバイザー派遣制度」で支援した町内会の中から1地区は必ず紹介すること。

また、校正は2回以上とし、内容等の詳細については、札幌市と密に協議して制作作業を進めること。

ウ 規格

A 3判両面、青色1色刷り

※ 札幌市が平成31年4月に発行した「SAPPORO マチトモ通信 vol. 1」(別添2)のデザインを踏襲する。

エ 成果品の納品

制作した原稿データは、事後に修正可能な状態の電子データでCD又はDVDにより納品すること。イラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については札幌市と協議して進めること。

オ その他

(ア) 受託者は、本業務の成果物に対する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後ただちに札幌市に無償で譲渡するものとする。また受託者は、本業務の成果物の著作者人格権を行使しないものとする。

(イ) 札幌市は、著作権法第20条(同一性保持権)に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。

6 広報について

「町内会未来塾」及び「町内会アドバイザー派遣制度」をそれぞれ周知するため、PR用チラシデータの作成・印刷・配送といった、本業務に必要な一連の広報を行うこと。

なお、本チラシは、参加者等の募集を目的として一時的に使用するための印刷物であり、申請状況によっては、札幌市と協議の上、追加配送を実施すること。

(1) PR用チラシ作成等

ア 数量

6,000部(3,000部×2事業分)

イ 規格

(ア) 町内会未来塾：A4判両面(4色カラー)

(イ) 町内会アドバイザー派遣制度：A3判両面(4色カラー)2つ折り

※ 「町内会アドバイザー派遣制度」については、前年度の事業実施内容を参考に、どのような支援を受けることができるのか具体的にわかるような内容とすること。

ウ 校正

各2回以上

※ 作成したデザインは事後に修正可能な状態の電子データでCD又はDVDにより納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については札幌市と協議して進めること。

エ まちづくりセンターへの配送

完成した印刷物は、次の(ア)～(ウ)ごとに OPP 袋に入れ、まちづくりセンター（以下、「まちセン」という。）ごとに封筒またはダンボール箱に梱包し、まちセン 87 カ所へ配送して受取り確認を行うこと。梱包に必要な部材等は、本配送に適した物を、受託者側で費用を負担し調達すること。

なお、町内会の数には変更が生じる可能性があるため、具体的な配布先及び梱包方法については、後日別途指示する。

(ア) まちセン所長あて(87 カ所のまちセンごとに準備)

所長あて依頼文(1部、PDF データで札幌市が作成する。)、印刷物(5部)

(イ) 連合町内会長あて(109 の連合町内会ごとに準備)

連合町内会長あて依頼文(1部、PDF データで札幌市が作成する。)、印刷物(1部) ※まちセン1カ所あたり1～5連合町内会

(ウ) 単位町内会長あて(2,194 の単位町内会ごとに準備)

単位町内会長あて依頼文(1部、PDF データで札幌市が作成する。)、印刷物(1部) ※まちセン1カ所あたり6～110単位町内会

7 マチトモロゴマークの周知について

“マチトモ”とは町内会の仲間のこと。地域の安心と笑顔を支えている町内会をイメージした言葉。札幌市では、平成25年度からこの”マチトモ”をイメージしたロゴマーク(別添3)を制作・活用し、町内会への加入や活動への参加を、幅広く市民に啓発するマチトモキャンペーンを実施している。

マチトモロゴマークについては、データを札幌市公式HPで公開しており、使用規程を守れば誰でも使用可能となっている。

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/sokusin/machitomorogo.html>

このことから、本事業においても参加した町内会関係者に対し、マチトモロゴマークの活用を促すような内容となるよう工夫すること。

8 事業報告書の作成

本業務の実施結果について報告書にとりまとめ1部提出すること。作成した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows7及びWindows10に対応したWord文書で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCD又はDVDに保存し併せて納品すること。

また、札幌市公式HP公開用として、個人情報等の記載がない内容の報告書(別冊)を同様に作成すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については札幌市と協議して進めること。

9 企画提案のポイント及び評価基準

本業務を実施するに当たって、以下の点を考慮して企画提案を行うこと。

(1) 業務全体

- ア 企画全体として、事業の目的に沿った効果的かつ効率的な事業計画及び企画・運営が提案されているか。
- イ 事業全体の企画設計に当たっては、他都市で同様の事業を実施していないか、あるいは類似の取組で効果的な事例はないかを検討し、その内容を踏まえて、より効果的な企画が提案されているか。
- ウ 関係団体や講師との交渉、実施体制やスケジュール等実現可能な企画提案となっているか。

(2) 町内会未来塾

- ア 講座の開催内容等は効果的で実現性があるか。
- イ 幅広い世代の参加が期待できるような、バラエティに富んだ魅力ある企画となっているか。

(3) 町内会アドバイザー派遣制度

- ア アドバイザー派遣の内容等は効果的で実現性があるか（どのような支援が可能か）。
- イ アドバイザーについて、専門的知識等を有するなど実施する上で効果的な人物か。なお、派遣内容によっては必ずしも町内会に関する知識を有している必要はないが、その場合には講師に対し町内会に関する知識を提供できるようフォローを行う体制は整っているか。

(4) 「SAPPORO マチトモ通信」制作

- 通信の中で紹介する事例案として、他地域の参考となるような町内会の取組を提案しているか。

(5) 見積価格・積算内容

- 提案内容に対する経費の積算は、適正であるか。

(6) その他

- 提案における先進性、独自性、実績などについて特筆すべき点があるか。

10 応募方法

(1) 質問の受付

企画提案に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問票（様式1）によりファクス又はEメールで令和元年6月14日（金）17時00分までに後述の担当者あてに提出すること。

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

(2) 参加意向申出書の提出

企画提案に参加する者は、郵送または持参により、以下の期限までに参加意向申出書（様式2）を提出すること。

令和元年6月20日（木）16時00分必着

(3) 提案書類の提出

ア 提出書類

以下の書類を各 10 部作成し提出すること。

(ア) 企画提案書（前項「5」の業務内容を網羅すること。）

(イ) 参考見積書

イ 提出について

(ア) 提出期限 令和元年 6 月 27 日（木）16 時 00 分必着

(イ) 提出方法 郵送または持参

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の 8 時 45 分から 17 時 15 分までの時間に行うこと。

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

(ウ) 提出先 札幌市役所 13 階 市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

11 選定方法

札幌市が設置する企画競争実施委員会による企画提案審査会において、提案された企画内容の審査を行う。審査方法は、採点表（別添 4）に基づき同委員会の委員がそれぞれ評価し、その総合計得点が最も高かった者を契約候補者として選定するものとする。

(1) 企画提案審査会

令和元年 7 月 9 日（火）、札幌市役所本庁舎

ヒアリングは、各社 10 分の説明と 20 分の質疑応答を予定している。時間等詳細については、別途通知する。

※ 提出された企画書等による事前審査を行う場合がある。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画提案審査会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) その他

提案者が 1 者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

なお、総合計得点が最低基準点（企画提案審査会出席委員の持ち点合計の 60%）を超えない場合は契約候補者として認めない。

また、合計得点が同点となった場合は、企画競争実施委員会の協議により決定することとする。

12 留意事項

(1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないよう

に注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

- (3) 成果品及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (4) 冊子等の制作物については、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (5) 本実施要領に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。また、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (6) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出書類の取扱
 - ア 提出書類は返却しない。
 - イ 提出書類は、札幌市情報公開条例に基づき、公表する場合がある。
 - ウ 提出書類は、本件に必要な範囲で複製することがある。
- (8) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に下記担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (9) 以下のいずれかに該当するときは、失格となることがある。
 - ア 提出書類に虚偽がある場合
 - イ 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - ウ その他、本市が不適切と判断した場合
- (10) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

13 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること。(様式は問わない。)
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

14 本件に係る問い合わせ先

札幌市 市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 長谷川
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156
Eメール：shiminjichi@city.sapporo.jp

(別記) 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

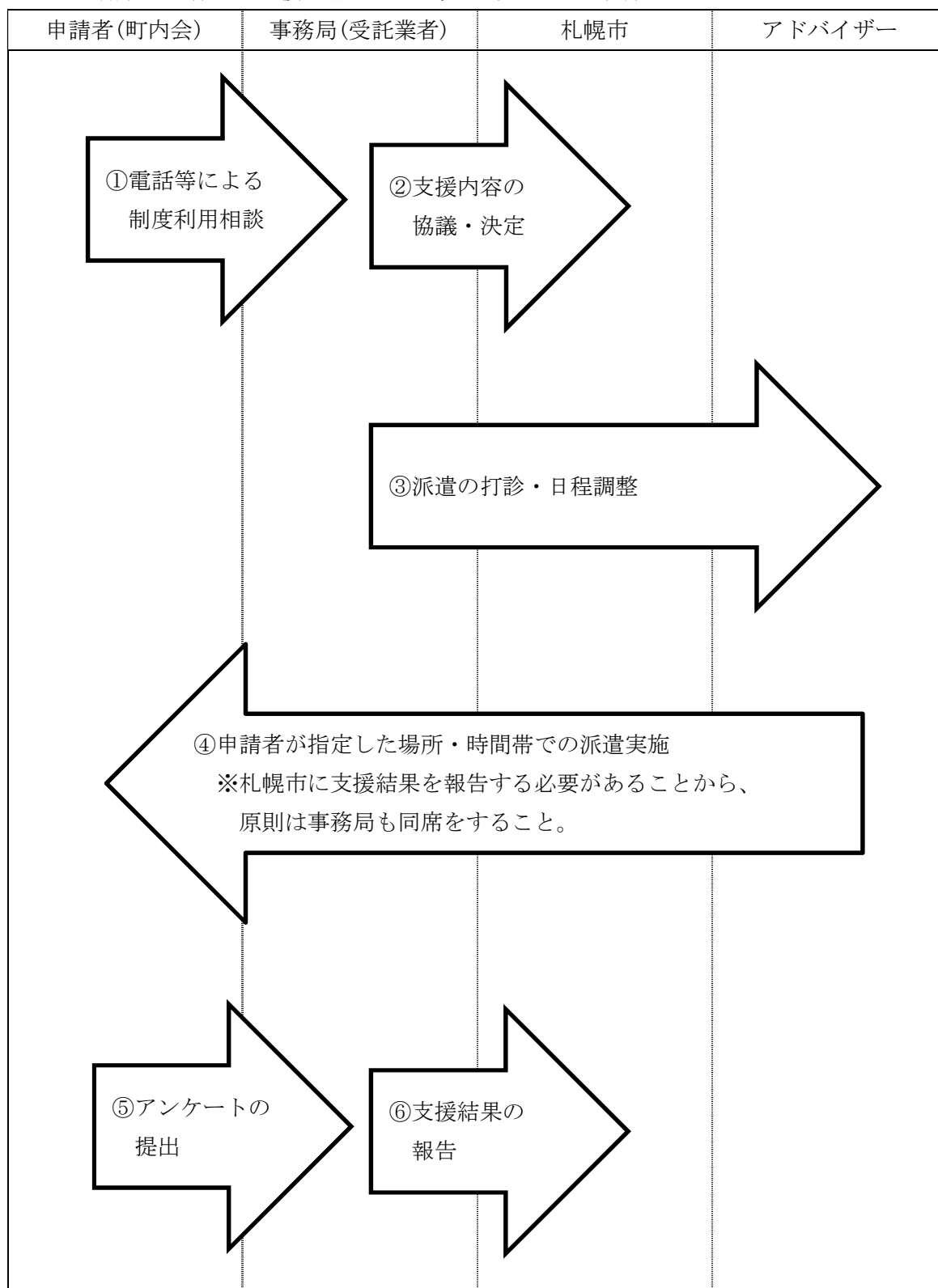
第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

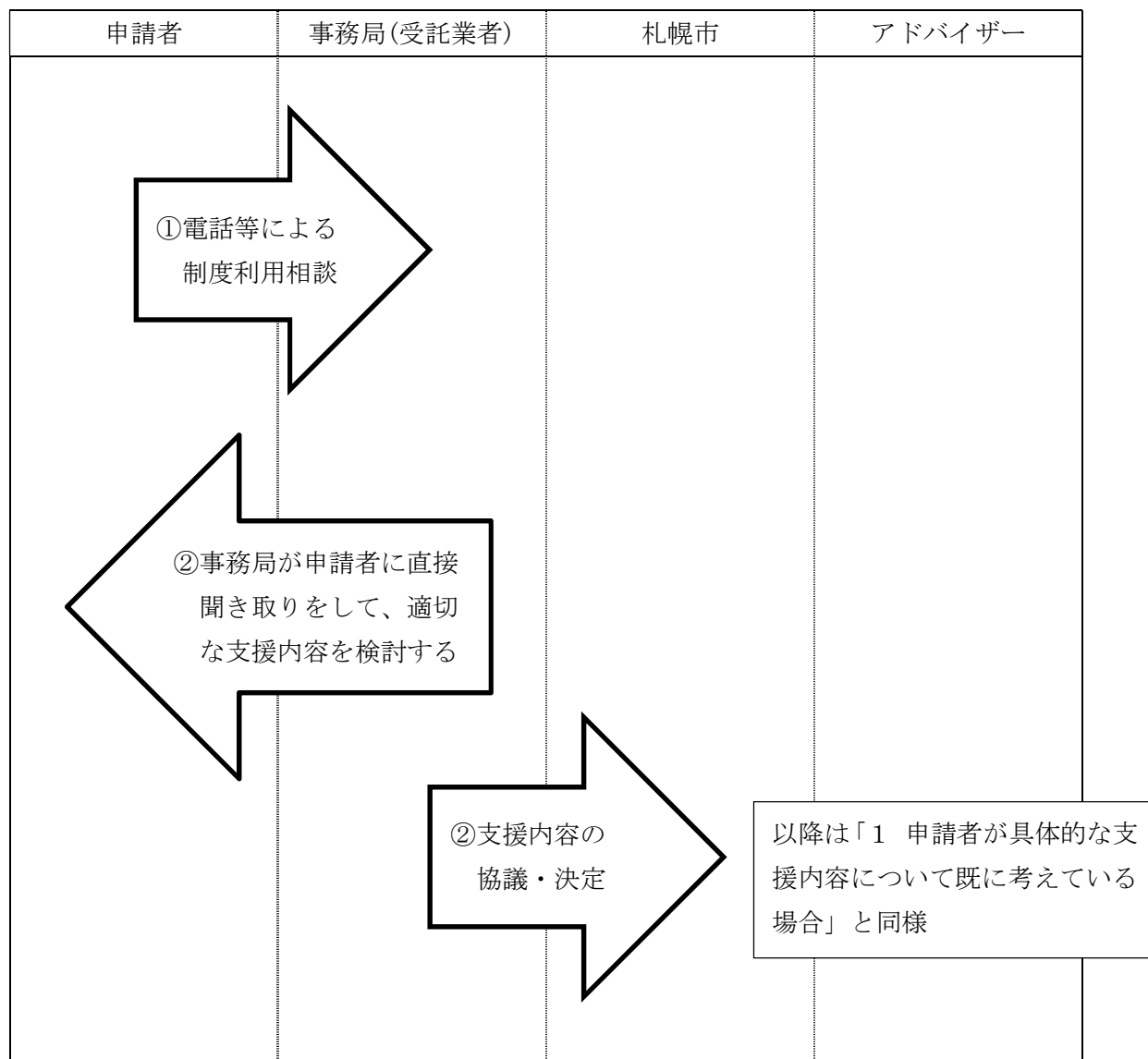
第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

・手続きの流れ

1 申請者が具体的な支援内容について既に考えている場合



2 申請者が具体的な支援内容について考えていない場合



素敵な

町内会・自治会の取組をお伝えする情報紙

SAPPORO マチトモ通信

●編集・発行
札幌市役所市民文化局
市民自治推進室市民自治推進課



札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階
TEL.011-211-2253 FAX.011-218-5156
メールアドレス shiminjichi@city.sapporo.jp

平成31(2019)年4月発行

vol.1

今回のテーマは「“新しい”町内会」です。

札幌市には約2,200の町内会・自治会があります。その一つひとつの町内会では、わがまちをより暮らしやすくするために、いろいろな活動に取り組んでいます。

ただ、その活動内容を実際に知る機会は少なく、「他の町内会はこの

問題にどう対処しているのだろうか?」と思う方も多いと思います。このため町内会に実際に訪問し、お話をうかがった「リアル」を皆さまにお伝えしようと作成したのがこの「SAPPOROマチトモ通信」です。

今回は「“新しい”町内会」をテ

マとして、東区「東かりきひかりの町内会」、北区「一般社団法人季実の里団地管理組合」のお話をうかがってきました。

東かりきひかりの町内会は、子育て世代が中心となって立ち上げた設立2年目の“新しい”町内会です。

季実の里団地の町内会は17年程前から活動を続けていましたが、これからの町内会がどうあるべきか住民の皆さんと話し合い、“新しく”立ち

上げた2つの団体に機能を分けることになりました。

何かを新しく始めるのは大変であったり、ときには反対にであったりするなど簡単なことではありません。

そのような中で、この2つの町内会の“新たな”活動への試行錯誤は、日々、様々な課題や悩みに取り組む皆さんに勇気を与えてくれるものかもしれません。

インタビュー①

東かりきひかりの町内会 会長 北川 雄太さん 会計責任者 川北 光晴さん

子育て世代がごみステーションをきっかけに一から町内会を立ち上げました。

私たちの「ごみステーション」はどこ?

東かりきひかりの町内会は平成28年に設立しました。きっかけは「ごみステーション」です。

平成25～26年の入居当初はまだ家が少なく、空き地が多く、ご近所付き合いも少ない状況でした。

ふと気づくと、我が家のごみステーションはどこなのかはつきりせず、掃除当番も無いため、次第にごみステーションが荒れてきました。

「これはまずい」と思い、連合町内会の役員さんに相談したところ「地域での話し合いが必要では」と助言してくれました。

「支え合い」の必要性を心の中で感じていました

わたしたちは子どもを持ち、パパ会で活動し始めたことで「子どもを支えるつながりは大事だ」と実感しました。また、大災害の発生や安全安心の不安要素が増える中「地域の

支え合い」の大切さを感じるようにもなりました。

同じ思いの方も多く、話し合いの場は「町内会設立準備会」となりましたが、具体的なことがなかなか決定しませんでした。

そこで意を決し(川北さんが)準備会代表に就任。準備委員の皆さんと役割を分担し、全戸訪問・イベント情報等の全戸配布・アンケートの実施などを通じて意見交換を進めていきました。

準備委員や現在の役員の大半が仕事をしており、時間の都合が合わないなど大変なこともありましたが、「自分たちでつくる愛着あるまちづくり」をモットーに、無事町内会を立ち上げることができ、戸建て居住者の9割5分が加入してくれました。

ごみステーションは町内会設立前に各戸1500円の負担で設置、設立後は8班で管理し、掃除当番制も確立しました。

子ども・子育てに力を入れて…自慢のイベントは「ハロスマス」

町内会の組織は総務隊・環境美化隊・安心安全隊・会計隊・イベント隊と会長・副会長・監事です。

「子ども」が多く暮らす地域であることから、イベント隊(3名)を中心として、子ども・子育てに関わる取組に力を入れています。自慢はハロウィン+クリスマスの「ハロスマス」。年々参加者が増え、約150人が参加します。



●ハロスマス

仮装やゲーム、ダンスに賑が年々広がっていくプレゼント交換。盆と正月が一週にまた1?のような盛りだくさんのイベントです。



●ラジオ体操

夏休みは毎日ラジオ体操を実施。特別ゲストの東区マスコットキャラクター「タッピー」と一緒に。

ハロスマスは仮装するだけでなく、ダンス(今年はU.S.Aでした)、オリジナルのゲームを小道具からつくるなど、イベント業者のようなクオリティだと自負しています。

やりたいと思ったら気楽にできる環境づくりを目指します

今年から役員には手当を支払っています。資料の印刷費と交通費を基に算出しました。また役員・班長は町内会費を割引します。「負担」と感じる要素を少しでも減らしていきたいと考えました。

今後取り組んでいきたいことはいろいろあります。

まずは女性の役員を増やすこと。子育て中のママがカフェに集まるお茶会を開催するなど女性のニーズを一緒に実現していきたいです。

ただ、企画を一度運営し始めると、その後ずっと役割に縛られることへの不安や負担を感じる人のほうが多いと思います。

やりたいことや参加してみたい企画があると思ったら、責任や役割を感じ過ぎず、気楽に試してみたり、意

見を率直に言い合える環境や仕組みをつくり、関わる人たちがどんどん代わっていき、新しいアイデアで、より楽しいまちになっていくと思っています。

また、子どもたちのために、学校と連携し、近所のカフェを使って学習支援を行いたいです。実は私たちは集会所を持っていません。町内会の会議も地域のマクドナルドや児童会館「かりたま」で開催しています。集会所があればと思うこともあります。地域資源を活かせるればそれが一番だと考えています。

このまちで育った子どもたちは、いずれ大人になり、出ていくかもしれません。しかし、子どもたちが大人になった時、よき思い出を持って、そしてまたこのまちに帰ってきたくなる、そのような住み良いまちを目指して活動に取り組んでいます。

東かりきひかりの町内会

- 平成8年～平成29年にかけて分譲された東区にある新しい住宅地。コミュニティが存在しない中、若い子育て世代の住民が協力し合って町内会を一から立ち上げた。居住者は子育て世帯が多く、戸建て住宅が大半を占めている。
- 加入世帯数:222世帯
- 町内会費:月500円(世帯)年2回払い。一括払いの場合は1か月分割引。
- 役員:17名



会長の北川さん(写真左)と会計責任者の川北さん。「地域資源」の喫茶店でお話をうかがいました。

管理組合と任意団体の両輪で、まちづくりをすすめています。

環境整備を少人数で 確実にを行うために

平成12年の団地供用開始時に季実の里団地自治会を設立。当初は居住者の意欲も高く、活動も活発でした。

しかし、団地住民の高齢化が進み、自治会の担い手が減ったことで、当番制の環境整備に支障が出てきました。

ごみステーションや集合玄関の除雪は暮らしに必須のものなので、少人数で環境を整備できる仕組みが必要だと考えました。

そこで居住者の皆さんと相談し、自治会の機能を見直し、環境整備・管理を行う(一社)季実の里団地管理組合と親睦・交流事業を行う任意団体きずなの2つに分け、両輪でまちづくりをすすめていくことになりました。

管理組合は「管理人(事務局常駐職員)」を配置。月3万円の手当を支払い、責任を持って管理を行います。現在は私と他1名が事務局常駐職員です。ごみステーション清掃、除雪、会計一切を行います。



理事長磯野さん。制服の作業着姿で愛用のタブレットを手にしながら、熱いトークをうかがっていました。

任意団体「きずな」は交流・親睦の企画を担っています

きずなは親睦や交流を「やりたい人ができることを楽しんで」自由に参加する集まりです。映画会や老人クラブ、きずなキッズや季節の行事などを行っています。行事によって年会費以外に参加費をいただく場合もあります。

最近始めた企画は「ゆるヨガ教室」。きずなを手伝ってくれている人から、ヨガインストラクターを目指す若い世代の女性がいると聞き、早速話を持ちかけたら喜んで引き受けてくれました。

担い手も参加する人も楽しみたいと継続しません。これからもできる範囲で楽しみながら親睦・交流事業を行っていきたいです。

「自習クラブ」で子どもや保護者と新たな縁ができました

平日は小中学生のための自習クラブを学年ごとに週1回開催しています。

保護者の皆さんとはLINEグループで出欠連絡や子どもの様子を伝えるなどのやりとりをしています。そのうちにきずなのイベント情報を周知したり、人手を集めてくれたりと新たな縁ができました。

事務所は寺子屋?! 高齢者のLINE習得の場にも

私も70代で立派な高齢者ですが、



●ゆるヨガ
老若男女、世代を超えてゆる〜くヨガを楽しんでいます。

●きずな食堂
年4回(3月・6月・9月・12月)開催。子どもも大人も利用できるまちの食堂です。

て」と連絡したことで、速やかにお知らせすることができました。

デジタル製品が大好き。常々「高齢者こそタブレットやメール、ネットが必要!」と思っていました。使いこなすことができれば、自宅に居ながら買い物やコミュニケーションを楽しめます。このため、事務所でお茶を飲みながら1対1でゆっくりと使い方をお伝えしています。

今ではインターネット通販で買い物を楽しむ方が増え、団地内高齢者の約3割がLINEで安否確認を兼ねた挨拶を事務局と交わっています。

情報は各戸配布・掲示板・LINE。 回覧板は使っていません

共同住宅ならではの部分もありますが、お知らせは全て全戸配布し、掲示板に貼り出します。さらに会員LINEグループや個別にLINEで連絡をとり合う居住者さんにもお知らせを流します。

LINEは胆振東部地震でも役立ちました。震災の影響で水道水が濁ってしまったのですが、事前にLINEで情報を流し「向こう3軒に必ず伝え

今後取り組んでいきたいこと

今は生活スタイルや家庭の形が多様です。大きな人数を集めて何かを始めることが難しいのかもしれない。

これからもまずは小さな規模で、できることから、確実に取り組んでいきたいと考えています。

北区屯田にあるファミリータイプの運営住宅。5年前に自治会を解散。環境整備を担う(一社)季実の里団地管理組合と親睦・交流企画を行う任意団体きずなを立ち上げた。居住者は20~30代と70~80代が多く、40~50代が少ない。高齢者は3割くらいを占め、若い共働き世帯が多い。

(一社)季実の里団地管理組合
●管理費:月3千円(世帯)
*共益費と同様のもの
●会員:約100世帯 ●役員:5名

任意団体「きずな」
●会費:年間1千円(世帯)
●会員:約70世帯 ●役員:5名

info.

企業の認定制度が はじまります。

札幌市では、平成31年度から企業の地域に根ざした活動がより促進されるように、地域活動に積極的に取り組む企業を認定*する制度をはじめます。詳細が決まりましたら、札幌市ホームページ等でお知らせしますので、ぜひご確認ください。

*認定には一定程度の活動基準があります。

info.

“Facebookページ開設町内会” 意見交換会を開催しました。

札幌市の中でFacebook(以下FB)ページを開設している町内会は23あります。

町内会の公式FBページを開設した町内会の方々による意見交換会を平成30年度に2回開催しました。

様々なメリットを感じている一方で、問題や課題も挙げられていました。

FBなどSNSの利用者は年々増加しています。町内会の担い手や参加者の固定化などの課題を解決するため、こういった“新しい”手法による活動の広報についても検討してみたいかがでしょうか。



素敵な

町内会・自治会の取組をお伝えする情報紙

SAPPORO マチトモ通信



このロゴマークは地域の安心と笑顔を支えている町内会をイメージして、札幌市が制作しました。

(別添3)

マチ

MACHI-TOMO

トモ



「町内会未来塾等」企画運営業務 採点表

企画提案者 _____

選考委員氏名 _____

	審査項目	配点	評点				
			特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
企画総合 (15)	企画全体として、事業の目的に沿った効果的かつ効率的な事業計画及び企画・運営が提案されているか。	5	5 (5)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)
	事業全体の企画設計に当たっては、他都市で同様の事業を実施していないか、あるいは類似の取組で効果的な事例はないかを検討し、その内容を踏まえて、より効果的な企画が提案されているか。	5	5 (5)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)
	関係団体や講師との交渉、実施体制やスケジュール等実現可能な企画提案となっているか。	5	5 (5)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)
町内会未来塾 (30)	講座の開催内容等は効果的で実現性があるか。	20	5 (20)	4 (16)	3 (12)	2 (8)	1 (4)
	幅広い世代の参加が期待できるような、バラエティに富んだ魅力ある企画となっているか。	10	5 (10)	4 (8)	3 (6)	2 (4)	1 (2)
町内会アドバイザー派遣制度 (30)	アドバイザー派遣の内容等は効果的で実現性があるか(どのような支援が可能か)。	20	5 (20)	4 (16)	3 (12)	2 (8)	1 (4)
	アドバイザーについて、専門的知識等を有するなど実施する上で効果的な人物か。なお、派遣内容によっては町内会に関する知識を有している必要は必ずしもないが、その場合には講師に対し町内会に関する知識を提供できるようフォローを行う体制は整っているか。	10	5 (10)	4 (8)	3 (6)	2 (4)	1 (2)
「SAPP_RO マチトモ通信」制作 (10)	通信の中で紹介する事例案として、他地域の参考となるような町内会の取組を提案しているか。	10	5 (10)	4 (8)	3 (6)	2 (4)	1 (2)
見積価格・積算内容 (5)	提案内容に対する経費の積算は、適正であるか。	5	5 (5)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	1 (1)
その他 (10)	提案における先進性、独自性、実績などについて特筆すべき点があるか。	10	5 (10)	4 (8)	3 (6)	2 (4)	1 (2)
			評点 /100点				
(評価)							